

名古屋市介護事業者指定指導センターの移転について

名古屋市は、介護保険事業所等による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を「名古屋市介護事業者指定指導センター」に委託し、これまで中区丸の内にある名古屋丸の内ビルにて事務を行ってまいりましたが、令和8年8月17日(月)に下記のとおり、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課栄分室と同じサカエ東栄ビルに移転しますので、お知らせいたします。

- 移転年月日：令和8年8月17日(月)
- 移 転 先：〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目7番12号 サカエ東栄ビル3階
※「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 栄分室」と同じ
- 委 託 先：一般社団法人 福祉評価推進事業団
- 連 絡 先：052-950-2232(指定グループ)
052-950-2233(指導グループ)
- F A X：052-971-0577(指定・指導グループ共通)
- 開 庁 時 間：月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時30分(祝休日・年末年始を除く)

「サカエ東栄ビル」外観



【案内図】



※ご来訪の際は、駐車場の用意はございませんので、お近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関をご利用ください。

■ 名古屋市営地下鉄 東山線



大同特殊鋼 Phenix スクエア
(旧クリスタル広場) 7a が最寄りの出口です。

【委託内容】

1 指導事務

訪問介護、通所介護（地域密着型を含む。）、居宅介護支援事業所、訪問看護事業所に対する運営指導の一部及び配食サービス事業所に対する書面指導委託しています（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）。また、住宅型有料老人ホームに対する立入検査の一部を委託しています。

併せて、上記サービスを運営する事業所からの指定基準や報酬算定に係る質問等の対応も委託しています。

2 指定申請等受付事務

（１）指定内容の変更及び加算届にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、名古屋市介護事業者指定指導センターで相談・受付を行います。

（２）指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかる相談・受付窓口

相談・受付窓口	
サービス名	窓口
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、 地域密着型通所介護、（介護予防）訪問看護、 （介護予防）訪問リハビリテーション、 （介護予防）通所リハビリテーション（みなし指定）、 （介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、 （介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	名古屋市介護事業者 指定指導センター TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577 Mail： shitei@fukushi-hsj.org
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 （介護予防）特定施設入居者生活介護、 （介護予防）認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課 施設指定担当 TEL：052-212-6533 FAX：052-959-4155
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 （介護予防）認知症対応型通所介護、 （介護予防）小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課 居宅指定担当 TEL：052-212-6534 FAX：052-959-4155

○介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようにお願いします。